

障 が い 者



支援先・訓練生用

求人と訓練がセットになった
**事業主委託訓練を
うけてみませんか**

事業主委託訓練とは

障がい（身体・知的・精神）のある方が、企業で実際の仕事を体験し、技術を身につける訓練です。
訓練終了後に雇用の判断が行われます。
（※必ず就職できるわけではありません）

- 原則3ヵ月以内、月 60～100 時間を目標に、企業で職場実習を行っていただきます。
- 訓練生に対して企業からの賃金の支払いはありませんが、一定の条件を満たして公共職業安定所から受講指示をされた場合、訓練中「訓練手当」または「雇用保険」を受給することができます。
（一ヶ月あたり 10 万円程度その他、条件の範囲内で通所手当が支給されます）

※就労移行支援等の施設利用者も、就労を目的とした施設外支援として受けることができます。

お問合せ



沼津テクノカレッジ（静岡県立沼津技術専門学校）

〒410-0022 沼津市大岡 4044-24

TEL : 055-925-1073

FAX : 055-925-1115

訓練課・障害者訓練担当まで



訓練の流れ

ハローワークで
申込み

訓練生が管轄ハローワークで訓練の申込みをします

訓練内容と
日程の調整

どんな内容でいつから訓練をするのか、企業さん、支援機関、沼津技術専門校などで話し合いを行います

面接

訓練生と沼津技術専門校で面接をします

訓練の実施
(合格の場合)

沼津技術専門校より合格通知を発送します
訓練が始まります

雇用 (就職)

企業と本人の合意で、就職が決まります



雇用後に実際行う作業で訓練を行うため、訓練終了後その企業に就職できる可能性が高まります



障害者委託訓練コーディネーターやコーチが相談にのったり、お手伝いします



【訓練中の災害について】

県が労働者災害補償保険に加入しています。

ただし、訓練生の故意や過失により事業主の設備に損害が生じた場合は、訓練生が賠償することになるため、損害保険の加入をお願いしています。